

令和4年度第1回千葉県子ども・子育て会議 議事概要

- 1 日 時 令和4年10月20日(木) 午後1時30分から午後3時20分まで
- 2 場 所 ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花
- 3 出席委員 阿部委員、今村委員、大竹委員、小川委員
風間委員、眞田委員、瀧本委員、竹田委員
- 4 関係課 総務部学事課
健康福祉部児童家庭課、健康福祉部子育て支援課、
健康福祉部障害福祉事業課
教育庁生涯学習課、教育庁学習指導課、教育庁特別支援教育課
- 5 議 題 (1) 千葉県子ども・子育て支援プラン2020に係る事業の令和3
年度の進捗状況の点検・評価
(2) 千葉県子ども・子育て支援プラン2020の中間見直しの方向
性について
(3) その他報告事項(こども家庭庁、自然保育について)

議題 1 千葉県子ども・子育て支援プラン2020に係る事業の令和3年度の進捗状況の点検・評価

子育て支援課 資料1から5に基づき説明。質疑応答（概要）は以下のとおり。

眞田委員

提供体制の確保に関し、当初計画されている利用定員数の見込みについては、計画値と実績値を比較すると、実績値の方が下回っている。

一方、人材の確保と、資質の向上に関しては、計画値よりも実績値の方が上回っているという状況である

特に利用定員数の見込みは、計画値よりも、実績の方が少ないという状況にあるが、原因はどのように考えるか。

子育て支援課

利用定員数の方が見込みより少なくなった要因については、少子化が思いのほか進展していることが影響しており、計画後の整備を必要としなくなった地域があることが挙げられる。

また、台風や新型コロナウイルスの関係などで、思うように施設整備事業が進められなかった市町村もあった。施設整備に当たって事業者を公募したが、応募がなく、計画の見直しをした市町村もあったので、地域によって事情は様々だが、実績値が計画値には達していない状況である。

阿部委員

保育士等の人材の確保について、常勤と非常勤の内訳はどうなっているか。

子育て支援課

令和4年4月1日の保育士の常勤が、公立私立合わせて、1万6,258人、保育教諭の常勤が5,898人であり、保育士の非常勤が6,852人、保育教諭の非常勤が1,649人となっている。

保育士等における非常勤の職員の割合は多いが、子どものことを考えると、長時間同じ保育士が子どもを見られるという方が望ましいと考える。

したがって、保育士等が、定着するような施策、例えば、働きやすい職場環境、常勤保育士等に対する賃金改善の支援などを行って定着を促している。

阿部委員

質の確保に目を向け、園に通う子どもの最善の利益を考えると、事務局の説明にあったように、常勤職員が多いことが望ましいと思う。ぜひ、保育士等の処遇改善、質の向上も進めていただきたい。

眞田委員

待機児童について、八千代市の事例があがったが、これは、市町村からの積み上げでこういう数字になっているのか、また原因等についてお聞かせいただきたい。

子育て支援課

待機児童数は積み上げである。

八千代市においては、東葉高速鉄道の利便性が高く、都心に通勤しやすいため、市内の特定の地域に子育て世帯の流入が多くなっている。

市としては既存の施設を活用して、年齢ごとの需要に応じた定員を増やすなどとして対応してきたが、想定を上回る保育ニーズがあり、待機児童が大幅に増加したと聞いている。なお、今年度は、施設整備を考えているということで伺っている。

瀧本委員

放課後児童クラブについて、施設整備を進めていくという説明があったが、施設だけではなく、放課後児童支援員の方たちのなり手がいないということも聞いている。

この支援員の方たちの状況やなり手の確保、そういった課題についてどう考えるか。

子育て支援課

放課後児童クラブにおける待機児童の状況は、令和3年5月1日現在で、940人となっている。前年同時期に比べると504人減少しているということになるが、近年の推移を見ると、放課後児童クラブの需要は引き続き拡大傾向にあると考える。

県では、放課後児童クラブの新規開設、増設等に対する補助等も行っているところであり、放課後児童支援員の人材確保についても、力を入れている。

具体的には、ちば保育士・保育所支援センターにおいて令和3年の3月から放課後児童支援員の確保を実施したところである。

また、放課後児童支援員については、同支援員の認定資格研修を県で実施しており、こちらについても、希望する方が受講できるように、研修の充実を図っている。

小川委員

令和3年度は全国的にも待機児童数が減少した。

実際に支援員の方に対しヒアリングを行ったところ、学童保育内は狭くて密である点が気になるため通わせたくない保護者もいたということや、在宅勤務を実施したために家で見ていたということなどがあるので、令和3年度の数字は、読みづらい数字になっていると思う。

翻って令和4年度は注視する必要があると考えられ、今年に入ってから在宅勤務やウェブ会議の影響で、子どもが家にいると支障があるため、学童保育に行かせるような傾向になってきているというヒアリング結果もある。したがって、出ている数字のまま待機児童というのを見ず、また緊張感をもっていただきたい。

議題2 千葉県子ども・子育て支援プラン2020の中間見直しの方向性

子育て支援課 資料6に基づき説明。質疑応答（概要）は以下のとおり。

眞田委員

中間見直しの方向性の重点は主に量の問題ということによいか。

子育て支援課

指針で示されているのは、量の見込み、子ども子育て支援関係の事業のニーズがどのくらいあるか、それを踏まえての提供体制が確保できるのかといった点である。

主に保育所等となるが、他にも、子育て支援事業をニーズに応じて提供できるのがメインとなる。

待機児童数の件も、少子化が思いのほか進展しており、そもそもの整備の目標値とずれが生じているのであれば、見直しが必要となってくる。

なお、待機児童数は、今年度250人となり、ピーク時より大幅に減少している。今や量の問題だけではなく、質について考えていく時期だと考えるが、中間見直しにおいてはあくまで見直しに留め、質の問題は次期計画策定時に考慮すべき新たな課題として整理したいと考えている。

風間委員

待機児童に関して、各市町村の特別な支援が必要になる子は待機児童に入っていて、その子どもたちへの対応ができないため、待機児童が減らないといったこともあるのかと考えるがどうか。

子育て支援課

御指摘のとおり、特別な支援の必要な子どもの受入れ先が見つからないといった場合は、待機児童に計上されている。なお、現実的に通える園を紹介したが、その園は合わないなど、利用者側の事情で入園していない場合は待機児童にカウントされない。

他方、どこも入ることができないというお子さんはいるが、そういったことがなくなるように、希望する子どもがすべて保育所等に入れることを目指している。

昨年度は医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律も施行された。また、障害のある子どもに対する加配保育士の補助の場合、例えば、国の事業を活用し、導尿や喀痰吸引等、子どものための配慮が必要な場合の看護師配置に対して補助金なども用意している。

現実では補助金の対応のみでは難しいということもあり、市町村からいろいろと課題を吸い上げ、県でもどういったことができるのか、関係課と連携し、特別な支援が必要な子どもの受入れが進むよう目指している。

阿部委員

学童保育の方で、特別な支援を必要とする子どもの受け入れはどのようになっているのか。

子育て支援課

放課後児童クラブにおいても、医療的ケア児等の受け入れは行っており、実施主体の市町村の方で事業を行っているが、県として、そういった医療的ケア児等を受け入れる際の、専門的な知識等を有する児童支援員を配置する場合に、補助を行ったり、障害者の受け入れに際して必要な改修や、設備の設置、修繕に対しては、放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業等で補助を行っている。

今後とも、自治体の市町村と連携を図りながら、放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ促進に努めていく。

小川委員

昨年度から加配に対する大きな補助が国からも出ているが、支援員そのもののなり手がおらず、実際には加配が進まない。

定員内であれば、多くの市町村は無理にでも障害の子も受け入れるようにしているため、支援員等の負担が非常に大きくなっているのが現状である。

現在、キャリアアップや処遇改善等事業でも、大きな予算はついているが、県内でも2割程度の市町村でしかこれを活用できていない。

活用が難しい面もあり、力のある大きな自治体は、処遇改善に向け活用できているが、そうでない自治体は、担当者が1人、2人と少ないため、その作業に着手ができず、県内でも賃金に差が生じてしまい、地域格差が大きな問題となっている。

幸いにも、多くの支援員の方は、賃金の関係で他の自治体の施設へ転職しようと考えている方は少なく、担当しているところの子ども面倒を見たいという思いが強い。

とはいえ、余りにも格差が出てしまうと、生活の問題も出てきてしまい、現状、時給にして500円以上の格差も出てきているような状況のため、その辺を県としては、積極的に関わっていただければありがたい。

子育て支援課

制度が分かりにくいという問題が現実としてあると思われるため、県としても市町村と積極的に連絡を取り、制度周知と併せてわかりやすい使い方も積極的に周知していきたい。

風間委員

千葉県で、幼稚園、私立幼稚園、認定こども園と保育園、いろんな形があると思われるが、それぞれの施設の充足率、利用率はどれぐらいになっているか。

子育て支援課

地域によって大分異なるが、保育所等の充足率は国の公表資料によると千葉県は概ね9割前後で推移しており、全国平均よりは若干高いと思われるが、地域によっては大幅に定員が割れているといった状況がある。

保育所、認定子ども園については、公定価格において、国の方で運営費を定員から算出しており、実際とかけ離れた多い定員を設定していると、運営費の収入に大きな影響が出てしまう。

定員数が少なく設定されていると、子ども1人にかかる費用が少なくなるという算定方法になっており、例えば、子どもが20人の施設でも、100人の施設でも、園長が1人の人件費でカウントされているため、定員数が多い施設だと、1人当たりの単価が低く設定されている。

そのため、利用定員と実員がかけ離れている地域では、適切な利用定員を市町村等と事業者の間で設定するものだが、予算も絡むため、なかなか上手くいかないという実情がある。まずは適切に利用定員を設定すると必要があると考える。

充足率は9割であるが、大幅に割れている施設となると、実態とかけ離れた運営費となってしまう、健全な運営が難しくなる。

入ってくるお金が本来よりも少ない状態となると、保育士の給与が払えない、おもちゃを買えないなど、結果として子どもにしわ寄せが来る。

また、利用定員を適切に設定することは重要であるが、あくまでそれは施設のキャパシティの話であり、園庭の広さが物理的に狭くなったりするわけではないため、施設自体は余剰ができてしまうと思われる。

そうすると、固定費は引き続きかかってくるため、人口が急速に減少している地域の保育所等のあり方を、県としても今後研究していかなければと考える。

国でも、人口が減少している地域の公定価格のあり方については、検討していくということで伺っているため、今後もしっかり考えていきたい。

今村委員

私は子どもを全員幼稚園に預けているが、先ほどからの資料では保育園、厚生労働省のデータがメインとなっており、幼稚園の情報が全く見えない。

周りには、働いていても幼稚園教育を受けさせたいという方も多いが、幼稚園への補助や支援はどのような状況なのか。

学事課

働いている保護者の方でも、幼稚園教育を希望し、預かり保育を活用して幼稚園に通わせるケースがあるということは承知しており、幼稚園ではそうした保護者のニーズに応えるため、預かり保育の充実を図り、保育的な機能を担っている状況にあると認識している。

資料では、待機児童対策などの観点から、保育の方をメインに取り上げている部分

はあるが、幼稚園においても、広く子育て支援等に取り組んでおり、千葉県子ども・子育て支援プラン2020では、幼稚園への補助や支援も施策として位置付け、事業を実施している状況である。

プランに位置付けている幼稚園関係の事業の一つに、預かり保育推進事業があるが、これは、県から預かり保育を実施する幼稚園に対し、経費の一部を補助する制度である。このほかにも、例えば、幼稚園の運営にかかる補助や、特別支援教育の補助などの事業があり、こういった補助を通じ、幼稚園に対する支援の充実に努めている状況である。

議題3 その他報告事項（こども家庭庁、自然保育について）

子育て支援課 資料7及び8に基づき説明。質疑応答（概要）は以下のとおり。

阿部委員

こども基本法の基本的施策について、対象とするこどもは、発達途上にあるこどもたちすべてということであり、例えば、言葉でうまく表現できない月齢のこどもたちの意見は、保護者などこどもたちと一緒に生活する人の意見と考えられる。

そういった意味でも、保育者の資質向上が大事になってきており、そのための支援が重要になってくると思われる。

今困っていることを支えるだけではなく、例えば、子育てに関しては保護者が第一義的責任を持つという部分が保護者にしっかりと伝わる支援が必要になる。子育てに関して、実感を持ってこどもに向き合うような支援も必要になり、そこに携わる人たちの質を向上させていかないと、絵に描いた餅になってしまうと憂慮する。

次回の計画では是非質の向上を考えてもらいたい。

瀧本委員

こども基本法のこども施策で、関係者相互の有機的な連携とあるが、具体的にどういうことを指しているのか。

子育て支援課

有機的というのは、国の説明でいうと、これまで省庁、法律が分かれていたため、子ども・若者育成支援、要支援児童の協議会などが独立して支援が必要な子ども、若者について議論していた部分があり、これまで別々で動いていた協議会などが、連携を図っていくということになる。

連携についても、個人情報等の壁などがクリアされていない状況のため、今後、具体的に国から何らかのサジェスションがあるかと考えている。

瀧本委員

千葉県において、具体的に有機的な連携の確保という観点を考えると、例えば、今バラバラにあるものを一つにする、複数の審議会を一緒にやるなど、何か具体的な考えがあるか。

子育て支援課

現在、そこまでの検討はしていない。

例えば、子ども・若者育成支援については環境生活部が担当し、子どもの虐待や子育て支援は健康福祉部が担当するなど、部をまたいでしまうとなかなか連絡、連携を図るのが難しい。

もちろんそれぞれの計画を定めるときなど、それぞれの課が庁内の検討会議のメンバーになったりすることはあるが、こういったことよりも、もう一歩踏み出したような取組が必要と考えている。

今般、こども基本法の施行やこども家庭庁の設置等があるが、具体的にはまだ動いていない状況である。

阿部委員

以前から、保育所保育指針や幼稚園教育要領でも、教育の視点として領域「環境」が示されており、子どもにとって自然は大切であり、保育の中に自然ということを考えて展開してきてはいるが、今回の自然保育の「自然」の定義はなにか。

子育て支援課

自然の定義は、検討会議等で議論を進めているが、県としては、森や里山といった天然の自然環境以外にも、近所の保育施設の公園、例えばベランダにプランターを設置し、育てるなど子どもの身の回りにあるすべてのものを自然として考えていこうと検討している。

阿部委員

森のようちえんなど、ヨーロッパでは園舎を持たずに、森の中を教育の場にしていくところがあり、そういったものを増やしていくのかと思ひ質問した。

子育て支援課

森のようちえんのような、自然の中での保育活動に特化した団体というのも、もちろん認証、支援していく予定ではあるが、既存の身の回りの自然を活用し、子どもの自主性、気づきを促進させるような保育というのは有意義だと考える。

そのため、幅広く自然をとらえ、団体施設を認証、支援していくことを考えている。